施工実績要件及び技術者資格要件等の設定基準

1 施工実績要件及び技術者資格要件等の設定

対象工事の要件の設定に当たっては、次の「施工実績要件及び技術者資格要件等の基本的な考え方」により設定するものとし、個別工事に係る施工実績要件の設定においては、別に定める「条件付一般競争入札施工 実績要件(例)一覧表」を参考にするものとする。

なお、特殊工事及び専門工事等において、技術的な見地からこれによることが適切ではない場合は、対象 工事ごとに要件を設定できるものとする。

2 施工実績要件及び技術者資格要件等の基本的な考え方

施工実績要件等については、工事品質確保等の観点から当該工事に必要な施工実績等を求めるものである。 なお、技術的難易度が比較的高くない工種や該当業種のほとんどの業者が実績を有していると認められる 場合等は、施工実績要件等は付さないものとする。また、建築物に係る電気設備工事及び管設備工事において 修繕工事等で構造要件等を付す必要がない場合は、構造要件等を付さないものとする。

(1) 施工形態が単体である場合

		設計額		5 億円以上	2 億円以上 5 億円未満	1 億円以上 2 億円未満	1億円未満
	1	施工実績要件		対象工事の施工 数量の 10 分の 6 程度以上又は施工 工法等の施工実績 ※1	対象工事の施工 数量の 10 分の4 程度以上又は施工 工法等の施工実績 ※2	対象工事の施工数量の 10 分の3 程度以上又は施工工法等の施工実 績(ただし、簡易な工事を除く。 ※6)	
2	2	技術者資格要件等	配置予定 技術者資格				付さない※4 (専任配置※ 5)
			配置予定 技術者施工経験	1で求める施工実績の2分の1程度以上の数量又は施工工法等の施工経験(ただし、1で要件を付さない場合は付さない。)※7、8、9			施工経験要件は 付さない

- ※1 特殊・専門工事で施工難度が高い場合は、施工数量を10分の8以上とする。
- ※2 特殊・専門工事で施工難度が高い場合は、施工数量を10分の5以上とする。
- ※3 特殊・専門工事等で下請を必要としない工事の場合は、一級相当以上の資格のみとする。
- ※4 下請額が<u>5千万円</u>(建築一式工事は<u>8千万円</u>)以上となる可能性が高い工事の場合は、一級相当以上の資格及び監理技術者資格を求めるものとする。
- ※5 専任配置を求めるのは、設計額4千5百万円(建築一式工事は9千万円)以上の場合に限る。
- ※6 簡易な工事とみなして施工数量の要件を付さない場合は、設計額2千5百万円未満の工事及び補修・補完・ 修繕等に係る工事とする。
- ※7 橋梁の支間長など、構造物の機能・規格等に係る数量を要件とする場合は、技術者の技術力を確保するため 会社に求める数量と同数量で設定するものとする。
- ※8 建築一式工事及び建築物に係る電気設備工事及び管設備工事の設計額2億円未満の工事については、原則として技術者の施工経験要件を付さないものとする。
- ※9 海中工事(サンドコンパクション・砕石コンパクション及びケーソン製作(ドック使用)を除く。)の設計額 5億円未満の工事については、原則として技術者の施工経験要件を付さないものとする。

条件付一般競争入札における入札参加資格の設定基準 別添4-2

建設業法における技術者制度

許可を受けている 業 種		○指定建設業(7業種) 土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、舗 装、電気、造園			○その他 左記以外の 22 業種			
	許可の種類	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業	
建設業の許可	営業所に必要 な専任の技術 者の資格要件	一級国家資格者、 国土交通大臣特別認定者		一級国家資格 者、二級国家資 格者、実務経験 者	一級国家資格者、 実務経験者		一級国家資格 者、二級国家資 格者、実務経験 者	
制度	元請工事にお ける下請金額 の金額合計	<u>5,000 万円</u> 以上 ※1	<u>5,000 万円</u> 未満 ※1	5,000 万円 以上は契約でき ない ※1	<u>5,000 万円</u> 以上	<u>5,000 万円</u> 未満	5,000 万円 以上は契約でき ない	
	工事現場に置 くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者		
工事	技術者の資格 要件	格看、国土 <u>二級</u>		国家資格者 国家資格者 務経験者	一級国家資格者、実務 経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		
工事現場の技術者制度		工事を請負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者 ただし、営業譲渡又は会社分割により建設業を譲り受け又は継承した企業は、3年間に限り、それぞれ譲渡又は分割を行った企業からの出向者を現場技術者とすることが可能						
制度	技術者の現場 専任	公共性のある工作物に関する建設工事(※2)であって請負金額が <u>4,500 万円</u> 以上(※3)となる工事						
	資格者証の必 要性	発注者が 国、公共団 体等の場合 に必要	Ψ.	多要ない	発注者が 国、公共団 体等の場合 に必要	业	要ない	

- ※1 建築一式工事の場合は8,000万円に読み替える。
- ※2 ①国又は地方公共団体が注文者である工作物に関する工事、又は②鉄道、道路、河川、飛行場、港湾施設、上下水道、電気施設、学校、福祉施設、図書館、美術館、教会、病院、百貨店、ホテル、共同住宅、ごみ処理施設等の建設工事(個人住宅を除くほとんどの施設が対象)
- ※3 建築一式工事は9,000万円以上に読み替える。